



特集 この家、どうしよう…？ ～空き家になる前に相談を～

※写真はイメージです。

住んでいる家が空き家になったら心配な方、空き家をお持ちの方、家のこれからについてお悩みの方…空き家のことは何から始めればいいのか分からない方がほとんどです。

市では、専門団体と協定を締結し、空き家に関する様々な相談に対応可能な「空き家よろず相談所」を設置しています。まずは相談してみませんか？

増えています、空き家の相談

空き家に関する相談は年々増えており、中でも相続した実家や自身が住んでいる家についての相談が多く寄せられています。

また、空き家の増加に伴い寄せられる悩みや相談内容も多様化しています。

実家を相続したけど、管理が大変で…。



高齢夫婦の二人暮らし、子どもが帰って来ないので近い将来空き家になってしまいます。どうしたら良いでしょうか。



親が施設に入ることになったのですが、空き家になる予定の実家について相談できますか？



どこに相談したら良い？

空き家のお悩みは、所有者の方の生活や状況、空き家の所在地などによって異なります。「どこに相談したら良いんだろう…？」どうすればいいかわからずに後回しになっていませんか？そんな時、まずは市住宅建築課の「空き家よろず相談所」へ相談してみましょう！



増加を続ける空き家

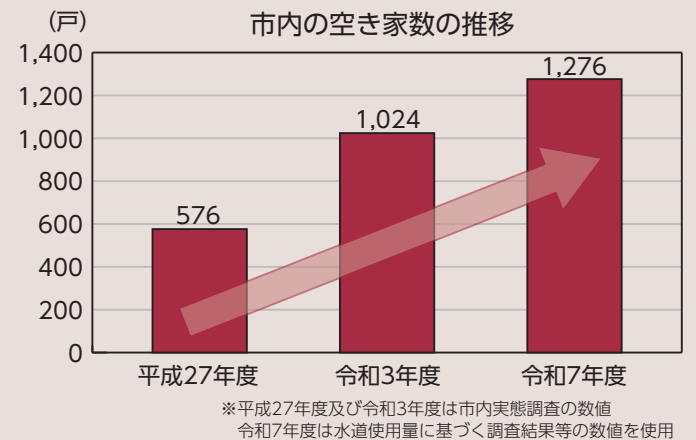
市内の空き家数は、平成27年度から令和7年度にかけ10年間で2倍以上になっています。

高齢者世帯の増加や少子化といった社会情勢から、空き家は今後も増加していくことが予想されています。

空き家を放置しておくと、様々なトラブルが生じるリスクが高まります。早めを考え、準備することが将来の安心につながります。



イラスト：政府広報オンライン



⚠️ 空き家を放置すると

⚡ 資産価値の低下

老朽化が進行し、売却や賃貸などの利活用が困難となる可能性があります。

⚡ 近隣トラブルの発生

樹木の繁茂や害虫の発生、外壁材の飛散などにより、近隣からの苦情や対応負担が生じるケースがあります。

⚡ 固定資産税の増加

管理が不十分な状態の「管理不全空き家等」に認定された場合、固定資産税の増加につながります。

↑ 空き家よろず相談所とは？

今年度から開始した「空き家よろず相談所」は空き家に関するお困りごとを相談できる窓口です。4月から6月までの3か月で、50件を超える相談が寄せられました。

各専門団体との協定に基づき、相談内容に応じて専門家へおつなぎしています。空き家について悩んだら、まずはご相談ください。

相談者の声



とにかく早く手放したいと伝えたところ、買取業者に見積りを取ってもらえました。

どの不動産屋さんをお願いすれば良いか不安でしたが、地域に詳しい業者に担当してもらうことができました。

相続した空き家について、まずどうしたら良いか相談しました。行政書士の先生につないでもらい、丁寧な説明をいただくことができました。

↑ 住まいの終活も大切です

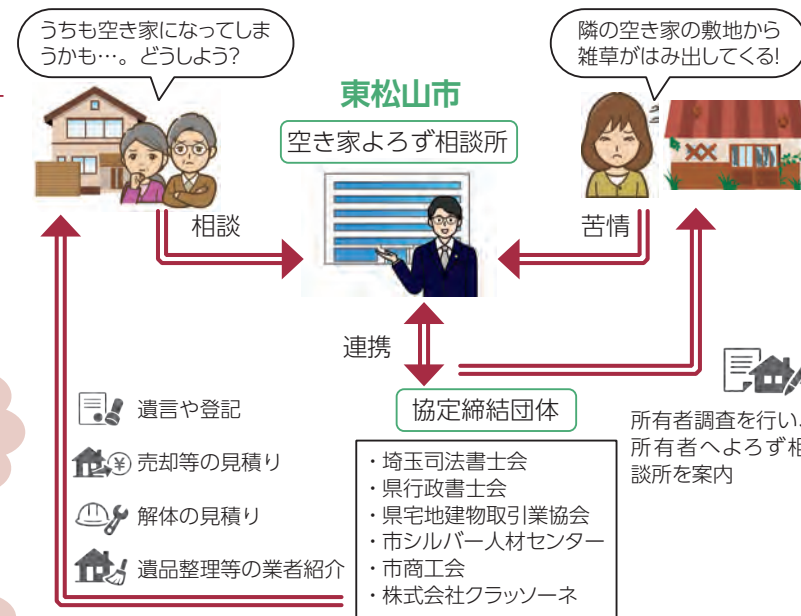
元気なうちに住まいの将来について考え、準備しておくことで、ご家族の負担を減らすことができます。

◆ 今後の住まいの方針を考える

◆ 家族で将来について話し合う

できることから、少しずつ始めましょう。

空き家よろず相談所では、遺言の作成など「住まいの終活」のサポートも行っています。「出張！空き家よろず相談所」では専門家に直接相談できます。ぜひご来場ください。



出張！空き家よろず相談所

【松山会場】

日 10月4日(日) 午後2時から
場 松山市民活動センター

【高坂会場】

日 10月17日(土) 午後2時から
場 高坂丘陵市民活動センター

相談
無料



市HP

特集に関する問合せ

住宅建築課

(空き家よろず相談所)

☎21-1464 ☎24-8857

空き家に関する補助金制度の内容は12ページをご確認ください。

